

介護サービス  
料 金 表

【サービス利用料金】

令和3年4月1日改訂

		介護給付費	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)
身体介護	20分未満	1,670円	167円	334円
	20分以上30分未満	2,500円	250円	500円
	30分以上1時間未満	3,960円	396円	792円
	1時間以上1時間30分未満	5,790円	579円	1,158円
	1時間30分以上 (30分増す毎に加算)	840円	84円	166円
生活援助	20分以上45分未満	1,830円	183円	366円
	45分以上	2,250円	225円	450円
通院等乗降介助		990円	99円	198円
身体介護＋ 生活援助	身体介護の後、引き続き生活援助を行った場合			
	20分以上	身体介護の料金＋670円	身体介護の料金＋67円	身体介護の料金＋134円
	45分以上	身体介護の料金＋1,340円	身体介護の料金＋134円	身体介護の料金＋268円
	70分以上	身体介護の料金＋2,010円	身体介護の料金＋201円	身体介護の料金＋402円

※ 新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価として、全サービスについて、令和3年9月末までの間、基本的報酬に0.1%上乗せする。

【特定事業所加算Ⅱ】 訪問介護員及びサービス提供責任者について、介護職員基礎研修の受講、介護福祉士の資格取得など「体制要件」及び「人材要件」のいずれも条件を満たしており、上記金額に特定事業所加算Ⅱの10%が含まれています。

【初回加算】 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。  
200単位/月

【緊急時訪問介護加算】 利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャと連携を図り、必要と認められ、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。  
100単位/回

【処遇改善加算Ⅰ】 介護職員の賃金引上げなど処遇改善に取り組むための加算。  
1カ月の利用総単位の13.7%

【特定処遇改善加算Ⅰ】 技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的とした加算。  
1カ月の利用総単位の6.3%

※収入により、利用者負担の割合は1～3割となります。  
2割負担の場合は上記1割負担額の2倍、3割負担の場合は上記1割負担額の3倍となります。